

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 令和三年第四回東京都議会定例会の招集……………
- 都市計画事業の変更認可 (二件)……………
- 土地区画整理事業の施行認可……………
- 東京都環境影響評価条例による見解書……………
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………
- 都道の区域変更 (二件)……………
- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し……………
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 (二件)……………
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………

告示

●東京都告示第千三百九十三号
令和三年第四回東京都議会定例会を、十一月三十日に招集する。
令和三年十一月二十二日
東京都知事 小池 百合子

●東京都告示第千三百九十四号
都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一項の規定に基づき平成二十八年東京都告示第九百十一号東京都計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
令和三年十一月二十二日
東京都知事 小池 百合子

- 一 施行者の名称 大田区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都計画道路事業区画街路大田区画街路第七号線
- 三 事業施行期間 平成二十八年四月二十八日から令和九年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分 平成二十八年東京都告示第九百十一号の事業地に、大田区蒲田五丁目地内を追加する。

●東京都告示第千三百九十五号
都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一

項の規定に基づき平成二十九年東京都告示第二百五十号東京都計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
令和三年十一月二十二日
東京都知事 小池 百合子

- 一 施行者の名称 江戸川区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 川区画街路第二十八号線
- 三 事業施行期間 平成二十九年二月二十三日から令和五年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分 平成二十九年東京都告示第二百五十号の事業地に、江戸川区南小岩七丁目地内を追加する。

東京都告示第千三百九十六号

土地区画整理法 (昭和二十九年法律第百十九号) 第四条第一項の規定に基づき西東京市新町四丁目土地区画整理事業の施行を認可したので、同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。
令和三年十一月二十二日
東京都知事 小池 百合子

- 一 施行者の住所及び氏名 西東京市新町四丁目四番三号 下田 敬一
- 二 事業施行期間

令和三年十一月二十二日から令和五年十二月三十一日

まで

三 施行地区

西東京市新町四丁目の一部

四 土地区画整理事業の名称

西東京市新町四丁目土地区画整理事業

五 事務所の所在地

西東京市泉町三丁目一番一号

六 施行認可の年月日

令和三年十一月二十二日

七 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

八 公告の方法

西東京市役所の掲示板又は施行地区内に掲示する。

●東京都告示第千三百九十七号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第五十五条第一項の規定に基づき、国立印刷局王子工場整備事業について、環境影響評価書案に係る見解書の提出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年十一月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

独立行政法人国立印刷局

理事長 岸本 浩

港区虎ノ門二丁目二番五号

二 対象事業の名称及び種類

国立印刷局王子工場整備事業

工場設置

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、現在、国立印刷局王子工場が操業している事業実施区域内の敷地の一部を北区に譲渡するため、一部の建築物を建替えにより更新し、北区に譲渡予定の敷地に存在する建築物の解体を実施するものである。

四 評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

対象事業について、都民の意見が二件、事業段階関係区長からの意見が一件あり、意見の内容は、大気汚染、悪臭、騒音・振動、水質汚濁、土壌汚染、地盤、水循環、日影、風環境、廃棄物、温室効果ガス及びその他であった。事業者は各意見に対し見解を述べており、その概要は別記のとおりである。

五 見解書の縦覧

(一) 期間

令和三年十一月二十二日から同年十二月十三日まで。

ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 北区生活環境部環境課

北区王子一丁目十二番四号 TIC王子ビル二階

イ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁

ウ 舎十九階

東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三階

別記 (原文のまま記載)

評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

意見等の件数の内訳は、表1に示すとおりである。評価書案に対して、都民から2件の意見書の提出があった。また、事業段階関係区長である北区長の意見が提出された。都民の意見書に記された意見の内容並びに事業者の見解は、表2(1)～(9)に示すとおりである。また、事業段階関係区長の意見の内容並びに事業者の見解は、表3(1)～(4)に示すとおりである。

表1 意見等の件数の内訳

意見等	件数
都民の意見書	2
事業段階関係区長の意見	1
合計	3

表2(1) 都民の意見の内容並びに事業者の見解

大気汚染	意見の内容	事業者の見解
騒音・振動	<p>本事業は既存建築物の解体工事が主であり、一般粉じんの予測評価が必要である。調査計画書に対する北区長意見でも出されているが、これに対する事業者の見解が示されていない。</p>	<p>一般粉じんの発生量については、防じんバネル等の設置、散水等の環境保全措置を講じることにより飛散抑制を図る計画です。また、住民からの問い合わせに対して、相談受付窓口を設置し、迅速かつ適切に対応するとともに、工事の状況等をお伝えするため、週間工程看板を設置いたします。</p> <p>これらの対策については、施工業者に確実に履行させるため、日々の管理を徹底いたします。なお、一般粉じんの影響に関する「調査計画書」に対する北区長意見」への見解としては、環境保全措置として飛散抑制を図ることを明記することで、評価書案へ反映させております。</p>
	<p>長期にわたる建物の解体、金属物の持ち出し、工事用車両の出入りで大きな騒音が予想されます。近接のグリーンパーク王子からのほぼ真下に見えますが、騒音に対して何らかの配慮をいただけるのでしょうか。</p>	<p>工事期間中においては、施工区域周囲に仮囲い(高さ3mの鋼板)を設置するとともに、建築物の解体に当たっては、建築物の周囲に防音バネルを設置する等、騒音の拡散を極力低減する計画としています。</p> <p>騒音の発生源の対策としては、工事で使用する建設機械は、極力、低騒音型機械を採用する計画とし、金属類等を搬出する際には、車両への積載時に大きな音を発生させないよう丁寧な作業に努め、全ての工事車両の出入り及び構内の通行時には徐行を徹底します。さらに、工事車両の主な出入口となる柵間には、鋼板を敷く等の防振対策も予定しています。</p> <p>これらの騒音等への対策については、施工業者に確実に履行させるため、日々の管理を徹底いたします。</p> <p>また、工事の施行中における騒音等の状況については、事後調査を実施し、事後調査報告書として東京都に提出いたします。</p> <p>本整備事業は長期間に亘り、近隣の皆様にはご迷惑をお掛けしますが、騒音や振動が特に発生しやすい工事の時期には事前に週間工程看板等で工事の状況を周知させていただくとともに、相談受付窓口を明確にし、その都度誠意をもって対応いたします。</p>

表2(2) 都民の意見の内容並びに事業者の見解

騒音・振動（つづき）	点見の内容	事業者の見解	事業者の見解
<p>周辺には中高層住宅が多数あり、騒音は地上1.2mの高さのみでの予測では不十分である。（工事施工中）建設機械の稼働や（工事完了後）施設の稼働については、高さ方向の騒音の分布を示し、2階以上に住んでいる住民に対する騒音値を示すべきである。</p>	<p>低周波音について、「屋外に冷却塔等の低周波音の発生源となる機器を設置する計画はない」とされ予測対象外とされているが、屋内設備の稼働も低周波音の要因になるのではないかと。調査計画書に対する北区長意見でも出されているが、これに対する事業者の見解が示されていない。</p>	<p>建設機械の稼働に伴う建設作業騒音、施設の稼働に伴う工場騒音については、いずれも地上1.2mの高さにおける騒音レベルを予測しました。工事中の騒音に関しては、仮囲いの設置、解体する建築物の周囲に防音パネルの設置、低騒音型建設機械の採用、大きな音を発生させないよう丁寧な作業に努めるなど、騒音の発生抑制、拡散防止の対策を講じる計画です。これらの騒音等への対策については、施工業者が確実に履行させるため、日々の管理を徹底いたします。また、特に騒音が発生しやすい工事の時期には、事前に週間工程看板等で工事の状況等を周知させていただくとともに、相談受付窓口を明確にし、その都度誠意をもって対応いたします。</p> <p>施設の稼働に伴う騒音に関しては、屋内に配置する製造設備等については、現在工場で使用している設備と同様のものであり、設置する室の主要な壁を遮音性の高いコンクリート製にするとともに、壁及び天井の仕上材は吸音性の高い仕様とし、開口部については、遮音・防音仕様の建具を使用する計画です。また、屋上に配置する空調・換気設備等は、騒音の発生が少ない機器を選定します。また、機器の周囲には高さ3.8mの防音ルーバーを設置し、騒音の低減を図ります。</p>	<p>屋内に配置する製造設備等については、現在工場で使用している設備と同様のものであり、設置する室の主要な壁を遮音性の高いコンクリート製にするとともに、壁及び天井の仕上材は吸音性の高い仕様とし、開口部については、遮音・防音仕様の建具を使用する計画です。また、各機器において、振動による影響が懸念されるものについては、防振架台の採用等を検討し、振動低減を図る計画としています。このため、屋内設備は予測・評価の対象とする低周波音の発生源とは考えておりません。</p> <p>なお、「評価書案に対する北区長意見」において、施設稼働後の低周波音について調査のご要望をいただいたことから、施設稼働後の低周波音について調査いたします。</p>

表2(3) 都民の意見の内容並びに事業者の見解

土壌汚染	点見の内容	事業者の見解	事業者の見解
<p>3種類の有害な金属・非金属（六価クロム、ヒ素およびふっ素）の汚染土壌の処理は現場で処理されるのでしょうか。又は搬出して処理されるのでしょうか。</p>	<p>有害物質の処理、搬出に伴う近接モニタリング周辺への汚染拡散の心配はないのでしょうか。</p>	<p>土壌汚染状況調査の結果、汚染が確認された土地については、東京都から区域等の指定を受け、その分類に基づき対応が必要となります。</p> <p>汚染土壌の処理につきましては、「土壌汚染対策法」（平成14年5月、法律第53号）及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成12年12月、東京都条例第215号）（以下「環境確保条例」という。）に基づき、東京都環境局に「汚染拡散防止計画書」を届け出た上で実施いたします。</p> <p>このため、汚染土壌の処理方法については、まだ確定しておりませんが、搬出が必要となる汚染土については、事前に土壌汚染対策法等に基づき搬出の届出を行い、飛散防止シート等で覆って市面に積載するなど、適切な方法により搬出し、処理場で処理を行う計画です。</p> <p>具体的な処理方法については、土壌汚染状況調査の結果に基づいて、措置方法を検討いたします。措置の方法は、「東京都土壌汚染対策指針」（平成31年3月改正、東京都告示第394号）に基づき選定し、措置の選定理由は「汚染拡散防止計画書」に記載いたします。</p>	<p>汚染土壌の処理や汚染拡散防止対策につきましては、「土壌汚染対策法」及び「環境確保条例」に基づき、東京都環境局に「汚染拡散防止計画書」を届け出た上で実施いたします。</p> <p>解体・建設工事において必要な規制作業に当たっては、汚染範囲の周囲に山留壁や遮水壁等を設け、周辺の健全土に汚染を拡散させない対策を講じる計画です。</p> <p>また、搬出する汚染土は飛散防止シート等で覆って市面に積載し、拡散防止に万全を期すことといたします。</p> <p>何れにしても、汚染土の拡散防止には万全を期すことといたします。</p>

表2(4) 都民の意見の内容並びに事業者の見解

意見の内容	事業者の見解
<p>・環境影響評価の項目の選定について 地盤・水循環について、「山留壁で背面地盤の変形や地下水の湧出を抑制する」の一言で片付くものではなく、山留壁による地盤変形や地下水湧出のシミュレーションを行い、予測・評価を行うべきである。特に計画地は石神井川沿いの低平地であり、水害常襲地帯でもあることから、項目選定は必須である。</p>	<p>新築する事業棟Ⅰ・Ⅱは、地下階を設けない計画であり、地下工事は実施せず、強度と止水性能に優れた山留壁（鋼矢板工法）を構築することと、解体する加工棟の地下躯体の一部（最大深さ7.1m）を強度と止水性能に優れた山留壁として利用することで、背面地盤の変形や、掘削範囲内への地下水の湧出を抑制し、地下水位の低下を防止する計画であるため、地盤沈下や地盤変形を引き起こすおそれはないと考えます。また、現状と同様、工事の完了後の施設の稼働時に地下水湧水は行わない計画であることから、地盤沈下や地盤変形の影響を及ぼす要因はないと考えます。このため、地盤は項目選定しておりません。 また、地盤と同様の理由に加え、計画建築物の地下躯体の掘削は局所的であり、深さは約2.5mで、残置する建築物の地下躯体の最大深さ（7.6m）や、山留壁として利用する加工棟の地下躯体の一部（最大深さ7.1m）よりも浅い計画となっています。計画建築物の基礎杭（既成コンクリート杭）は、残置する建築物の基礎杭と同様、深さ約28m付近に存在する砂質土層、砂礫層を支持層とする計画です。このため、計画建築物の地下躯体及び基礎杭によって新たな影響が生じることではなく、地下水流動に影響を及ぼすおそれはないと考えます。このため、水循環は項目選定しておりません。 なお、事業棟Ⅰ・Ⅱの地下には、雨水流出抑制施設として、雨水調整槽を設け、建物上に降った雨を蓄える計画です。さらに、計画地内には緑地等の非被覆地を積極的に設け、構内道路は極力透水性のある材質により舗装するほか、雨水浸透ますを採用する等、雨水の地下浸透に努めます。</p>

表2(5) 都民の意見の内容並びに事業者の見解

意見の内容	事業者の見解
<p>日影 「環境影響評価書案」の概要113ページ「日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設」に北側隣接のグリーンンパーク王子は入らないのでしょうか。我々のマンションには全く触れられていません。</p>	<p>評価書案本編では、計画地北側に隣接する集合住宅も、「日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設」と位置付けており、計画地北側に隣接する集合住宅付近の都道307号（明治通り）に而した敷地境界上の地点を「主要な地点」として、日影の状況を調査・予測しています。（評価書案本編213～214ページ、227～228ページ参照）なお、評価書案本編216ページ、概要版113ページの「日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等」については、計画地北側の日影が予想される範囲が商業地域であることに鑑み、公共性の高い施設を記載しました。</p>
<p>概要116ページ「時刻別日影図」では、冬至時グリーンンパーク王子では、日影線15:00まで日が当たりませんが、このように日影になることでそして眺望がなくなることは個人の資産価値が大きく下がります。このようなことについて、国立印刷局として責任を感じておられないでしょうか。（民間事業ではない） また、冬至時だけでなく年間を通して日陰になる時期や範囲（マンションの各階）もご提示ください。</p>	<p>ご指摘の「環境影響評価書案の概要」116ページ「時刻別日影図」（事業棟Ⅰ最高高さ約31m、事業棟Ⅱ最高高さ約30m）の該当箇所については、13:00までの日影線がかかる予測となっております。 計画建築物の最高高さについては、建築計画の詳細検討を進める中で、事業棟Ⅰの最高高さを約30mに、事業棟Ⅱの最高高さを約28mに変更するにいたしました。 年間を通しての日影の状況につきましては、春秋分において計画地北側に隣接する集合住宅の一部に1時間以上2時間未満の日影が生じます。夏・秋分においては計画地周辺に日影は及びませんと予測します。</p>
<p>概要118ページ「主要な地点における日影時間の変化」について変化がないような結果ですが、測定場所がグリーンンパーク王子でも問題ないのでしょうか。</p>	<p>「環境影響評価書案の概要」118ページ「主要な地点における日影時間の変化」については、冬至日に約3時間増加し、夏至日、春秋分は変わらないという予測結果でした。 予測を行った「主要な地点」は、計画地北側に隣接する集合住宅付近の都道307号（明治通り）に而した敷地境界上の地点を選定しました。撮影高さは「東京都環境影響評価技術指針」の記載に基づき1.5mとしました。 「主要な地点」において、夏至日・春秋分の日影時間は変わらないと予測しましたが、高さや予測位置が変われば日影の状況も異なります。計画地北側に隣接する集合住宅の一部では、高さ4m（計画地周辺の日影規制の対象区域における日影規制の測定面高さ）において、春秋分は1時間以上2時間未満の日影が生じますが、夏至日には計画地周辺に日影は及びないと予測します。</p>

表 2(6) 都民の意見の内容並びに事業者の見解

風環境	点見の内容	事業者の見解
<p>・環境影響評価の項目の選定について</p> <p>風環境については、現状よりも高い31m6階建ての建物となること、加工棟の解体や遷移予定敷地の更地化など現状の建物配置が大きく変化することから、周辺への影響が予測される。特に計画地の南南東側には首都高湾王子線の掛気塔や王子飛鳥山サ・フナーズタワーがあり、北北西の風向時には複合影響の恐れがあるため、項目として選定すべきである。</p>	<p>計画建築物の最高高さについては、建築計画の詳細検討を進める中で、事業棟Ⅰの最高高さを約30mに、事業棟Ⅱの最高高さを約28mに変更することにいたしました。</p> <p>計画地の周辺は、南東側は首都高湾、北東側は中高層建築物を主体とする駒成市街地であり、計画建築物はこれらの建築物と同程度の規模であることから、風環境への影響が予想される高さではないと考え、項目選定はしておりません。</p>	<p>風環境</p>
<p>廃棄物</p> <p>建設発生土（汚染土壌）について「再利用は考えない」のは当然だが、発生量に対する具体的な処理あるいは保管の計画を示すべきである。</p>	<p>汚染土壌の発生量については、土壌汚染状況調査の結果に基づいて算定いたします。</p> <p>また、具体的な処理あるいは保管の計画については、発生量算定後、「東京都土壌汚染対策指針」に基づき選定し、措置の選定理由は「汚染拡散防止計画書」に記載いたします。</p> <p>なお、搬出が必要となる汚染土については、事前に土壌汚染対策法等に基づき搬出の届出を行い、飛散防止シート等で覆って車両に積載するなど、適切な方法により搬出し、処理場で処理を行う計画です。</p>	<p>汚染土壌の発生量について「再利用は考えない」のは当然だが、発生量に対する具体的な処理あるいは保管の計画を示すべきである。</p>
<p>その他</p> <p>新設の事業棟Ⅰ（高さ30m）の完成で隣接するグリーンパーク下子との間が接近するようになりませんが、距離と高さの違いが相なる立体図面（google earth的なもの）で分かりやすく提示ください。</p>	<p>新設する計画建築物（事業棟Ⅰ・Ⅱ）から計画地北側敷地境界までの距離は、現状で事業棟Ⅰの建設予定地に存在する加工棟から計画地北側敷地境界までの距離と、同程度の距離を確保する計画としています。</p> <p>一方、高さについては、事業棟Ⅰの最高高さは評価書案で約31mですが、建築計画の詳細検討を進める中で約30mに変更することにいたしました。現状の加工棟は、最も高い部分の高さが25.5m、北側のマンションに近い部分の高さが11.7mであるのに対し、事業棟Ⅰの最高高さは約30mとなります。</p>	<p>新設の事業棟Ⅰ（高さ30m）の完成で隣接するグリーンパーク下子との間が接近するようになりませんが、距離と高さの違いが相なる立体図面（google earth的なもの）で分かりやすく提示ください。</p>

表 2(7) 都民の意見の内容並びに事業者の見解

その他（つづき）	点見の内容	事業者の見解
<p>マンションから見た、例えば中間点の15m程度の高さからみた眺望はどうなるかお示しください。当マンション全員が事業棟の壁だけが目えて眺望がなくなることや事業棟の窓の位置によっては、マンション住人のプライバシーについても心配しています。</p>	<p>新設する計画建築物（事業棟Ⅰ・Ⅱ）から計画地北側敷地境界までの距離は、現状の加工棟から計画地北側敷地境界までの距離と、同程度の距離を確保する計画です。建築物の向きもマンションとは正対しない方向で計画しています。</p> <p>窓については、1階を除き、「建築基準法」（昭和25年5月、法律第201号）等の規制の範囲内で必要な箇所以外には設置しない計画としており、職員が日常的に立ち入る箇所の窓にはプライバシーを確保する予定です。また、非常用出入口となるバルコニー部には、平時に職員が立ち入ることなく、開口部には不透明ガラスを採用するなど、マンションにお住まいの方々がプライバシーについてご心配されることがないよう、十分配慮した計画といたします。</p>	<p>マンションから見た、例えば中間点の15m程度の高さからみた眺望はどうなるかお示しください。当マンション全員が事業棟の壁だけが目えて眺望がなくなることや事業棟の窓の位置によっては、マンション住人のプライバシーについても心配しています。</p>
<p>現在の印刷棟が2期工事で解体され、最終的には駐車場になる計画ですが、計画を変更して事業棟Ⅰ、Ⅱを駐車場予定の場所に移動できませんか。マンションから遠くになり、妥協できる案と思いますので、ご検討ください。</p>	<p>本整備事業におきましては、北区への譲渡予定敷地にある建物の機能を、将来の工場敷地側に移転するため、老朽化した加工棟及び印刷棟を解体し、それらの跡地に新築建物を建設するとともに、法令に基づき緑地や駐車場を確保する計画としています。</p> <p>解体する建物のうち加工棟については、切手等の用紙の船引きを行う設備等を設置していましたが、既に設備は仮移設又は撤去しており、建物としての機能は停止しています。</p> <p>一方、印刷棟につきましては、切手等の印刷を現在も行っており、印刷機等の大型設備を仮移設できる規模の建物が他にはございません。したがって、印刷棟を解体する前に新築建物を建設し、そこに印刷棟の機能を移転させる必要がございます。</p> <p>以上の事情から、まず加工棟を解体し、その跡地に計画建築物（事業棟Ⅰ・Ⅱ）を建設した上で、譲渡予定敷地や印刷棟の機能を移転し、その後、譲渡予定敷地や印刷棟の建物を解体、跡地整備を行う計画といたします。</p>	<p>現在の印刷棟が2期工事で解体され、最終的には駐車場になる計画ですが、計画を変更して事業棟Ⅰ、Ⅱを駐車場予定の場所に移動できませんか。マンションから遠くになり、妥協できる案と思いますので、ご検討ください。</p>

表2(8) 都民の意見の内容並びに事業者の見解

意見の内容	事業者の見解
<p>その他 (つづき)</p> <p>意見の内容</p> <p>現在の加工棟は地下1階がありますが、事業棟Ⅰ、Ⅱの高さを制限するために地下を作り、高さを制限することをご検討ください。</p>	<p>平成14年に北区洪水ハザードマップが公表され、さらに、付近の改定(平成29年)では、近年の自然災害の発生状況に鑑み想定しうる最大規模の降雨の前堤が見直され、河川氾濫時における浸水がより広い範囲に及ぶものとされました。これを踏まえ、切手等の製造を担う下子工場の事業継続の確保、災害後における早期復旧の観点から、臨時的な退避措置が困難な製造機能を配置した建物の浸水リスクは看過できないことから、新築する事業棟Ⅰ・Ⅱには地下階を設けない計画としたものです。</p> <p>現在の加工棟は、北区洪水ハザードマップが公表される以前の昭和62年に建築され、地下1階には用紙倉庫等の機能を配置していたところですが、残置させる上棟及び設備棟についても、地下階が設けられていますが、同様に、北区洪水ハザードマップが公表される以前に建設された建築物です。</p>
<p>アスベストについての健康被害防止策は万全なのでしょうか。</p>	<p>建築物の解体に当たっては、「大気汚染防止法」(昭和43年6月、法律第97号)、「環境確保条例」等に定める作業基準や遵守事項を遵守し、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散防止対策マニュアル」(令和3年3月、厚生労働省・環境省)、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」(現在改訂中、東京都)等に記載の飛散防止措置のもと、建築物の解体前に適正に除去し、処理を行います。近隣の皆様、工場の従業員、工事作業員のいずれにも、健康被害が及ばないよう、万全を期すことといたします。</p> <p>また、「大気汚染防止法」に基づく敷地境界での濃度の測定、「労働安全衛生法」(昭和27年6月、法律第57号)に基づくアスベスト取り扱い作業場での濃度測定など、定められた測定方法に則り、作業中の石綿の飛散、漏えいがないことを監視します。</p>

表2(9) 都民の意見の内容並びに事業者の見解

意見の内容	事業者の見解
<p>その他 (つづき)</p> <p>意見の内容</p> <p>工事車両の出入りによるトラゾール防止策についてご提示ください。</p>	<p>工事車両の出入り時における対策としては、車両が都道307号(明治通り)沿いの歩道を横切ることでありますので、交通整理員を適所に配置し、歩行者の安全を確保します。</p> <p>また、工事車両の出入りにより、都道307号(明治通り)の交通流に影響を与えないよう、敷地内に車だまり(車両をスムーズに敷地内に誘導するための引き込みスペース)を設ける計画です。</p> <p>工事時間は、原則として午前8時から午後6時までであり、大型車両の出入りも、原則として午前8時から午後6時までを計画しています。また、日曜日は工事を実施しない計画です。</p> <p>なお、作業の中断が困難なコンクリート打設作業時や緊急時には、上記以外の時間においても出入が発生する可能性があります。出入口や場内の走行時の徐行を徹底するなど、騒音・振動の発生を極力抑えるよう配慮いたします。</p> <p>本整備事業は長期間に亘り、近隣の皆様にはご迷惑をお掛けしますが、騒音や振動が特に発生しやすい工事の時期には、事前に週間工程看板等で工事の状況等を周知させていただくとともに、相談受付窓口を明確にし、その都度誠意をもって対応します。</p>
<p>ワンショアの直近に仮囲い：鋼板製が予定されている。高さや低層階への影響を考慮していただきたい</p> <p>・対象事業の目的及び内容について 本事業は、北区新庁舎用の敷地譲渡と、譲渡後の敷地への向上集約が目的とされている。本事業のみならば建物は現状より小さく、設備も新しくなるため環境負荷低減の方向につながるが、北区新庁舎の工事が始まると、印刷工場との複合的な環境影響が明らかになり、予測される。北区新庁舎の設計等はまだ行われておらず、かつ工事時期は本事業の工期とずれるため、北区新庁舎の建設時には周辺状況を踏まえた複合的な環境影響評価が必要となる。そこで、工事工程表には北区新庁舎の基本設計、環境影響評価や都市計画手続き、実施設計、工事のスケジュール(現時点での予定)を併記し、新庁舎の建設開始後も環境保全が担保されるよう配慮して頂きたい。</p>	<p>計画地の敷地境界付近に設置する仮囲いについては、高さ3mの鋼板とする計画です。主に住宅等として利用されている2階以上を遮ることがないよう考慮しておりますが、騒音等の影響を軽減する上で必要な仮囲いとなります。</p> <p>北区新庁舎の工事は、本事業とは別事業であることから、複合影響については予測しておりません。</p> <p>また、北区新庁舎の設計等に関するスケジュールについても、本事業とは別事業であることから記載しておりません。</p> <p>なお、新庁舎の建設開始後も、本事業は環境保全のための措置を確実に実施するよう努めてまいります。</p>

表3(1) 事業段階関係区長（北区）の意見の内容及びに事業者の見解

区長の見解	事業者の見解
<p>総論</p> <p>事業の実施にあたり、環境影響評価手続で示された環境保全のための措置を確実に実施するとともに、引き続き最新技術の導入などを検討し、区民からの意見・要望を踏まえた上で、より一層の環境保全に努めること。</p> <p>また、北区は「ゼロカーボン宣言」を行っていることから、施設稼働後も、温暖化防止を念頭としたエネルギーの使用の合理化や環境保全上の支障となる環境負荷への低減を常に意識し、脱炭素社会の実現に向けて、技術革新の動向を踏まえた上での設備更新や運用改善等を推進していくこと。</p> <p>工事期間中や施設稼働後における住民からの苦情等に対して真摯に対応し、安全配慮、公害防止に努めること。</p>	<p>環境影響評価書案で示した環境保全のための措置は、区民からのご意見等を踏まえ、状況に応じた対応を行いながら真摯に進めてまいりました。</p> <p>また、最新の技術開発の動向を注視するとともに、環境負荷の低減を常に意識し、導入可能な技術について検討を行い、国立印刷局として、温室効果ガス排出削減の目標の達成に向け努めてまいります。</p> <p>工事期間中、施設稼働後も、安全配慮、公害防止に努め、住民からの苦情等に対しては、真摯に対応いたします。</p>
<p>1. 大気汚染について</p> <p>(1) アズベストについて、関係法令等に基づき適切に届出、除去及び処分を実施し、飛散防止に努めること。また、2期工事で解体予定の建築物について、事前調査を適切に実施すること。</p> <p>(2) 微小粒子状物質（PM2.5）について、環境影響評価書作成時までに、予測・評価手法が確立された場合は、新たに予測・評価すること。</p> <p>(3) 揮発性有機化合物（VOC）について、現状と同程度以下の施設規模とする計画であるが、製造量は同程度であり、印刷施設の稼働に伴う環境影響を否定できないことから、施設稼働後に濃度を測定し、結果を明らかにすること。</p>	<p>アズベストの除去は、アズベストが飛散することがないように、関係法令等を遵守し適切に除去いたします。2期工事範囲につきましても、関係法令等を遵守し、適切な時期に調査するとともに、アズベストが含有しているものについては、適切に除去いたします。</p> <p>微小粒子状物質（PM2.5）については、発生源からの寄与を定量化する手法が確立されていないことから、予測・評価項目として選定しておりませんが（評価書案本編p.51参照）、今後、予測・評価手法が確立された場合には、適切に対応いたします。</p> <p>現工場の局所排気口における揮発性有機化合物の調査結果は、「環境確保条例」に基づく基準、「大気汚染防止法」に基づく排出基準（参考比較）を下回っております。</p> <p>主要な生産設備は現状と同定度以下の施設規模とする計画ですが、本意見書にてご要望いただいたことから、確認のため、施設稼働後に、施設の稼働に伴う揮発性有機化合物について調査いたします。</p>

表3(2) 事業段階関係区長（北区）の意見の内容及びに事業者の見解

区長の見解	事業者の見解
<p>1. 大気汚染について</p> <p>(4) 工事の施行中の、粉じんについて、適切な養生と十分な散水等により、飛散防止に努めること。</p>	<p>施工範囲内には、必要に応じて周囲に防じんバネルを設置するとともに、散水を行い、粉じんの飛散防止に努めます。また、住民からの問い合わせに対して、相談受付窓口を設置し、迅速かつ適切に対応するとともに、工事の状況等をお伝えするため、週間工事看板等を設置いたします。</p>
<p>2. 悪臭について</p> <p>(1) 現状と同程度以下の施設規模とする計画であるが、製造量は同程度であり、印刷施設の稼働に伴う環境影響を否定できないことから、施設稼働後に臭気を測定し、結果を明らかにすること。</p>	<p>現工場における局所排気口及び敷地境界における臭気指数及び臭気濃度の調査結果は、いずれも「悪臭防止法」（昭和46年6月、法律第91号）における規制基準及び「環境確保条例」における工場・指定作業場の許容限度を満足しております。</p> <p>主要な生産設備は現状と同定度以下の施設規模とし、将来の排気口は敷地境界との距離を十分に確保する計画ですが、本意見書にてご要望いただいたことから、確認のため、施設稼働後に、施設の稼働に伴う悪臭について調査いたします。</p>
<p>3. 騒音・振動について</p> <p>(1) 工事の施行中の騒音・振動ともに、評価結果は基準値を下回っているが、低騒音・低振動型の重機等を積極的に採用し、より一層の騒音・振動の低減に努めること。</p> <p>(2) 工事車両の走行に伴う騒音の評価結果において、予測した7地点のうち1地点で環境基準を超過していることから、低公害型車両の採用や適正走行により、より一層の騒音低減に努めること。</p>	<p>低騒音型の建設機械の採用に努めるとともに、低騒音工法及び低振動工法の選択等の適切な工事方法を検討いたします。さらに、計画的かつ効率的な工事工程を検討し、建設機械が集中稼働しないよう努めてまいります。</p> <p>工事車両については、騒音の環境基準を超過している地点があることを鑑み、規制速度の遵守、過積載の防止等の適正走行、環境保全のための措置の周知・徹底により、工事用車両の走行に伴う騒音の低減に努めます。</p> <p>なお、騒音の環境基準を超過している地点は、現況において既に環境基準を上回っており、本工事車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は1dB未満です。</p> <p>計画建築物の屋外に冷却塔等の低周波音の発生源となる機器を設置する計画はありませんが、本意見書にてご要望いただいたことから、確認のため、施設稼働後に、施設の稼働に伴う低周波音について調査いたします。</p>
<p>(3) 低周波音について、屋上の空調・換気設備や屋内設備の稼働により発生する可能性が あることから、施設稼働後に測定し、結果を明らかにすること。</p>	<p>計画建築物の屋外に冷却塔等の低周波音の発生源となる機器を設置する計画はありませんが、本意見書にてご要望いただいたことから、確認のため、施設稼働後に、施設の稼働に伴う低周波音について調査いたします。</p>

表3(3) 事業段階関係区長(北区)の意見の内容及びに事業者の見解

意見の内容	事業者の見解
<p>4. 水質汚濁について</p> <p>(1) 地下水汚染について、地下水のモニタリング調査などにより、汚染地下水が敷地内に留まっていることを確認し、汚染を敷地外に拡散させないこと。</p>	<p>土壌汚染状況調査の結果、現在、調査済みの範囲において、ひまの地下水の基準超過が確認されておりませんが、残る調査範囲につきましても、関係法令等に基づき、適切な時期に調査を実施いたします。調査結果は届出を行うとともに、調査結果に基づき、「汚染拡散防止計画書」等を作成し、適切に対応してまいります。</p> <p>なお、汚染地下水が敷地内に留まっていることを確認する方法は「汚染拡散防止計画書」の中で計画いたしますが、土壌汚染状況調査の結果からモニタリングの必要がないと判断され、「汚染拡散防止計画書」等の対応に含まれない場合についても、本意見書にてご要望いただいたことから、地下水汚染が確認された範囲の掘削等の工事の期間中は、地下水のモニタリング調査を実施いたします。</p>
<p>5. 土壌汚染について</p> <p>(1) 土壌汚染について、土壌汚染対策法及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づき、状況調査及び対策工事を適切に実施すること。また、土壌汚染対策の進行状況について、適宜、関係行政庁へ速やかな情報提供を行うこと。</p>	<p>関係法令等に基づき、適切な時期に調査を実施し、結果を届出るとともに、「汚染拡散防止計画書」等を作成し、適切に対応してまいります。また、土壌汚染対策の進行状況について、適宜、関係行政庁へ速やかな情報提供を行います。</p>
<p>6. 温室効果ガスについて</p> <p>(1) 一気体削減後の新工場において、太陽光発電システムや蓄電池の導入等再生可能エネルギーの利活用を積極的に進めるほか、環境に配慮した電力調達、エネルギー消費原単位の改善を促すさらなる省エネルギーの追求など、環境負荷の低減及び温室効果ガスの排出抑制に努めること。</p> <p>(2) 工事の施行中において、工事車両のアイドリングストップ及び省燃費運転や、省エネルギー性能に優れた重機・車両等の適正配備を促進し、環境負荷の低減及び温室効果ガスの排出抑制に努めること。</p>	<p>環境負荷の低減及び温室効果ガスの排出抑制のため、最新の技術開発の動向を注視するとともに、環境負荷の低減を常に意識し、導入可能な技術等について検討を行い、国立印刷局として、温室効果ガス排出削減の目標の達成に向け努めてまいります。</p> <p>工事車両については、アイドリングストップや省燃費運転を励行し、工事関係者等の通勤車両は、可能な限り相乗り等を実施し、車両台数の削減に努めます。</p> <p>建設機械については、省エネルギー性能に優れた燃費性能のよい建設機械や車両等の使用に努めるとともに、アイドリングストップの看板等を設置するなどアイドリングストップの周知・徹底を図ります。</p> <p>また、朝礼、新規入場者教育等における教育の中で、環境保全のための措置の内容を工事関係者に周知・徹底し、環境負荷の低減及び温室効果ガスの排出抑制に努めます。</p>

表3(4) 事業段階関係区長(北区)の意見の内容及びに事業者の見解

意見の内容	事業者の見解
<p>7. その他</p> <p>(1) 工事計画日程・予定、工事時間等についての周知・説明について丁寧な対応をされた。</p>	<p>工事計画日程・予定、工事時間等については、近隣にお住まいの方々には、別途、着工前の工事説明会において、ご説明を予定しております。また、騒音や振動が特に発生しやすい工事の時期には事前に週前工程看板等で工事の状況等を周知させていただくとともに、相談受付窓口を明確にし、その都度誠意をもって対応します。</p>
<p>(2) 計画地内の土壌汚染調査の範囲について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 図8.4-1における概況調査(表土の調査)範囲が、図6.2-2における解体範囲外にあることについて、説明を追記されたい。 	<p>土壌汚染状況調査は、解体範囲だけでなく、新築工事や外構工事等において、形質変更する敷地について実施いたします。ご指摘を踏まえ、環境影響評価書で追記させていただきます。</p>
<p>(3) 関係法令に示される事業者の責務等の記述について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 表8.9-5(1)における「地球温暖化対策の推進に関する法律」について、「第22条」を「第36条」へ修正するとともに、最新の計画に反映すること。 	<p>ご指摘を踏まえ、環境影響評価書で修正させていただきます。</p>
<p>(4) 関連計画に示される目標・施策等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 表8.9-6における計画について、最新の計画に反映すること。 	<p>ご指摘を踏まえ、環境影響評価書で修正させていただきます。</p>

●東京都告示第千三百九十八号

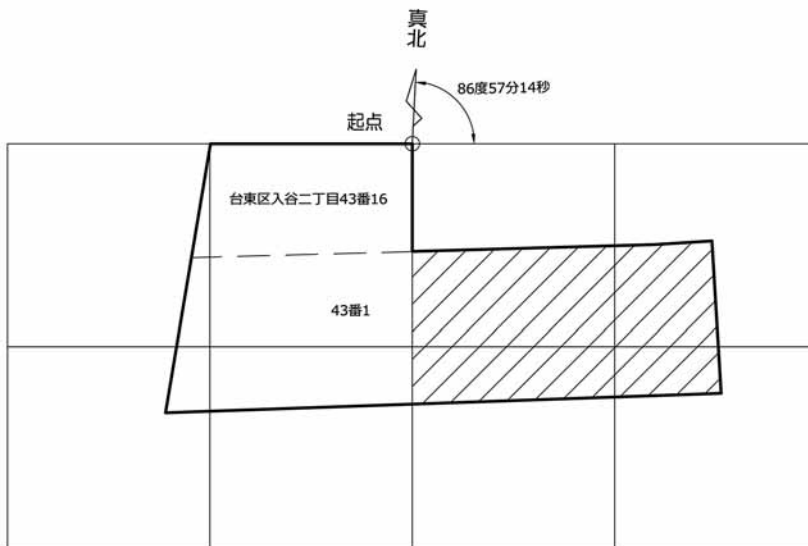
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年十一月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 要措置区域 別図のとおり（台東区入谷二丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 クロロエチレン、一・二・ジクロロエチレン、トリクロロエチレン並びにほう素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 当該要措置区域において講ずべき指示措置 原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

別図



【起点】 起点は、台東区入谷二丁目43番16の最北端とする。

【凡例】

- 敷地境界
- 単位区画
- ▨ 要措置区域
- 筆境界

【格子の回転角度(86度57分14秒)】 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

別図

都道所沢府中線区域変更略図
小平市小川町二丁目地内

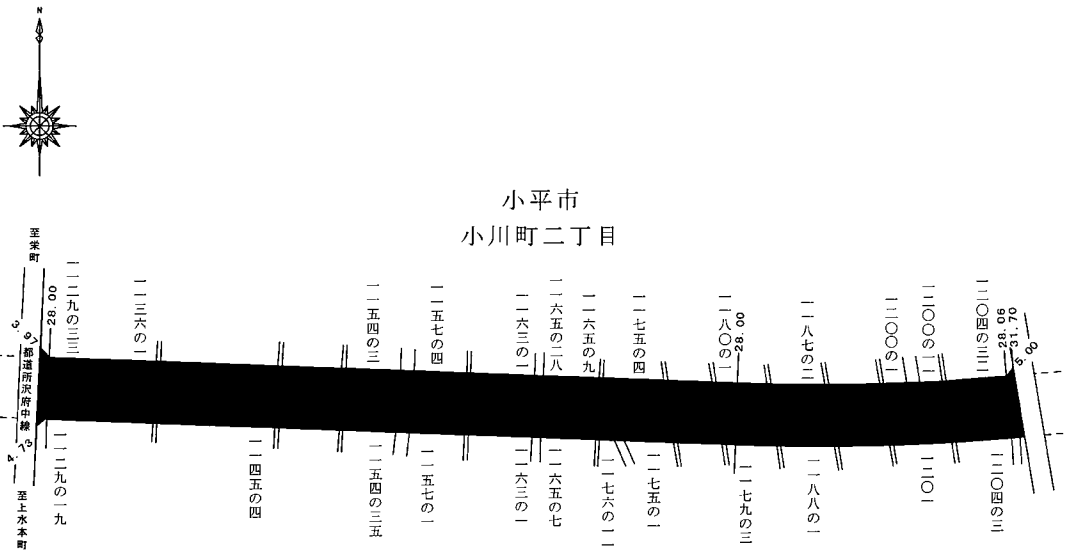
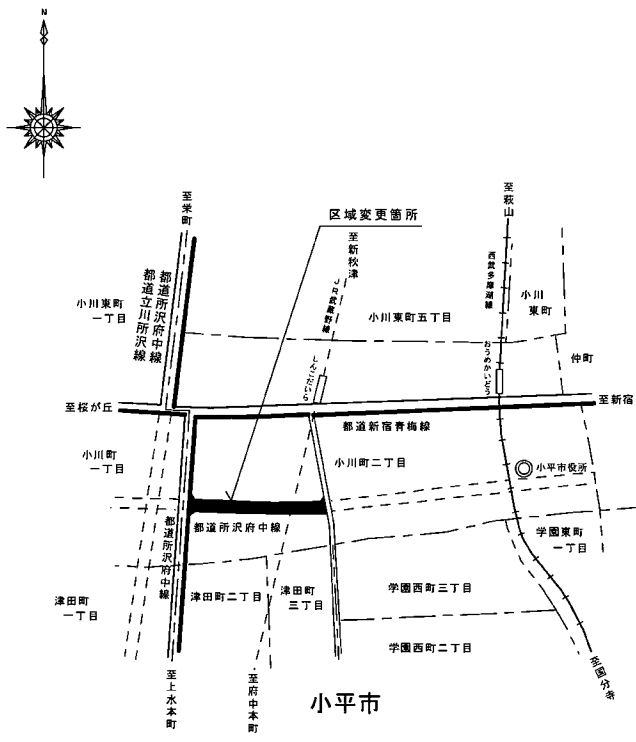
●東京都告示第千三百九十九号
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項
の規定により、都道の区域を次のように変更する。
その関係図面は、令和三年十一月二十二日から起算して

二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供す。
令和三年十一月二十二日
東京都知事 小池百合子
一 路線名 所沢府中

二 変更の区間 小平市小川町二丁目千二百二十九番十九地
先から同所千二百四番三地内まで
三 変更の概要 別図表示のとおり



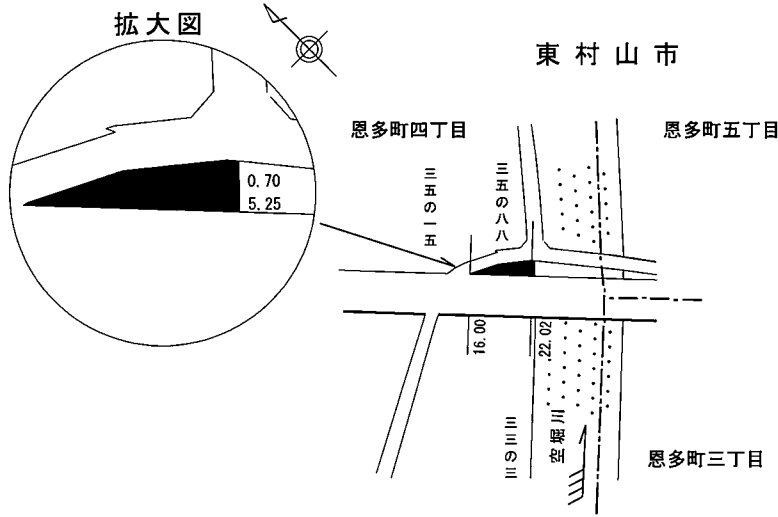
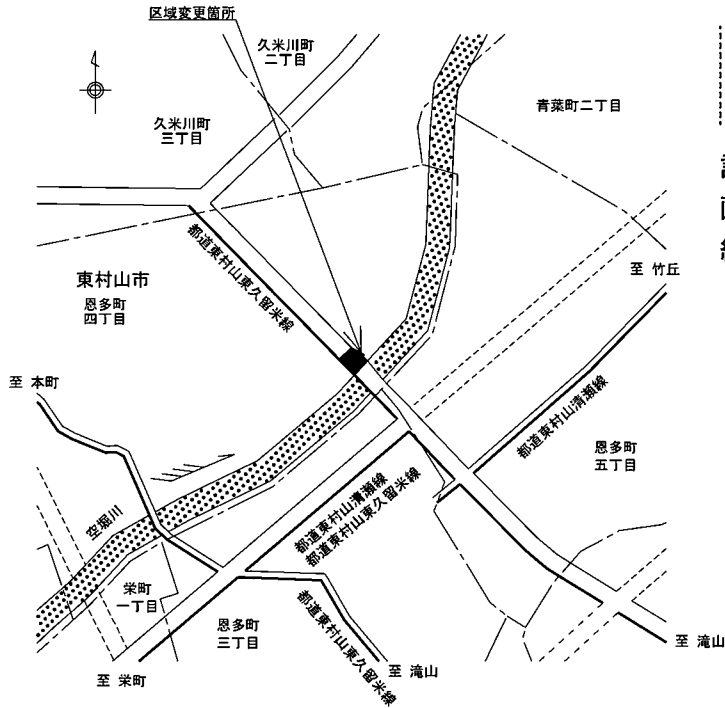
延長 四四五・八四メートル
面積 一、二、四五三・八〇平方メートル
計画線



別図

都道東村山東久留米線区域変更略図
東村山市恩多町四丁目地内

●東京都告示第千四百号
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
その関係図面は、令和三年十一月二十二日から起算して



二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
令和三年十一月二十二日
東京都知事 小池 百合子
一 路線名 東村山東久留米

二 変更の区間 東村山市恩多町四丁目三十五番八十八地
先から同所同番十五地先まで
三 変更の概要 別図表示のとおり

公 告

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しに
ついて

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十
四条の九第三項及び東京都都税条例（昭和二十五年東京都
条例第五十六号）第百三条の六第二項の規定により、特約
業者の指定を次のとおり取り消した。

令和三年十一月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

氏名又は 代表者の 主たる事務所又は 取消年月日
名称 氏名 事業所の所在地
エスアイ 松下 雅一 新宿区揚場町一番 令和三年九月
エナジー 十八号 三十日
株式会社

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に
ついて

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下
「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店
舗の変更について届出があったので、同条第三項において
準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、
その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう
とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体
にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体に
あつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を
添えて、令和三年十一月二十二日から四月以内に東京都産
業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番

一号)に到着するよう提出してください。

令和三年十一月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 ホームセンターコーナン西東京田
無店
- 二 店舗所在地 西東京市西原町四丁目二番八号
- 三 設置者名 コーナン商事株式会社
- 四 設置者住所 大阪府堺市西区鳳東町四丁四百一
番地一
- 五 変更前の店舗名 (仮称)ホームセンターコーナン
西東京田無店
- 六 変更後の店舗名 ホームセンターコーナン
無店
- 七 変更前の店舗所在 西東京市西原町四丁目二千三百三
地 十九番一ほか
- 八 変更後の店舗所在 西東京市西原町四丁目二番八号
地
- 九 変更前の小売業者 コーナン商事株式会社ほか未定
の氏名又は名称
- 十 変更後の小売業者 コーナン商事株式会社ほか一名
の氏名又は名称
- 十一 変更日 令和二年九月十九日ほか
- 十二 届出日 令和三年十月二十九日
- 十三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業
振興課（新宿区西新宿二丁目八番
一号）
- 十四 縦覧期間 令和三年十一月二十二日から令和
四年三月二十二日まで。ただし、
東京都の休日に関する条例（平成
元年東京都条例第十号）に定める
休日を除く。
- 十五 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十
分まで。ただし、正午から午後一

時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に
ついて

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下
「法」という。）第六条第二項の規定により大規模小売店
舗の変更について届出があったので、同条第三項において
準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、
その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう
とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体
にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体に
あつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を
添えて、令和三年十一月二十二日から四月以内に東京都産
業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番
一号)に到着するよう提出してください。

令和三年十一月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 ホームセンターコーナン西東京田
無店
- 二 店舗所在地 西東京市西原町四丁目二番八号
- 三 設置者名 コーナン商事株式会社
- 四 設置者住所 大阪府堺市西区鳳東町四丁四百一
番地一
- 五 変更前の駐車場の 二箇所 店舗南側ほか
自動車の出入口の
- 六 変更後の駐車場の 三箇所 店舗南側ほか
自動車の出入口の
数及び位置

<p>九 変更前の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯</p>	<p>八 変更後の来客が駐車場を利用することができるとが時間帯</p>	<p>七 変更前の来客が駐車場を利用することができるとが時間帯</p>	<p>六 変更後の開店時刻</p>	<p>五 変更前の開店時刻</p>	<p>四 設置者住所</p>	<p>三 設置者名</p>	<p>二 店舗所在地</p>	<p>一 店舗名</p>	<p>十一 縦覧時間</p>	<p>十 縦覧期間</p>	<p>九 縦覧場所</p>	<p>八 届出日</p>	<p>七 変更日</p>
<p>九 変更前の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯</p>	<p>八 変更後の来客が駐車場を利用することができるとが時間帯</p>	<p>七 変更前の来客が駐車場を利用することができるとが時間帯</p>	<p>六 変更後の開店時刻</p>	<p>五 変更前の開店時刻</p>	<p>四 設置者住所</p>	<p>三 設置者名</p>	<p>二 店舗所在地</p>	<p>一 店舗名</p>	<p>十一 縦覧時間</p>	<p>十 縦覧期間</p>	<p>九 縦覧場所</p>	<p>八 届出日</p>	<p>七 変更日</p>
<p>九 変更前の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯</p>	<p>八 変更後の来客が駐車場を利用することができるとが時間帯</p>	<p>七 変更前の来客が駐車場を利用することができるとが時間帯</p>	<p>六 変更後の開店時刻</p>	<p>五 変更前の開店時刻</p>	<p>四 設置者住所</p>	<p>三 設置者名</p>	<p>二 店舗所在地</p>	<p>一 店舗名</p>	<p>十一 縦覧時間</p>	<p>十 縦覧期間</p>	<p>九 縦覧場所</p>	<p>八 届出日</p>	<p>七 変更日</p>

発行所
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
郵便番号 163-8001
定価 一箇月 六、六〇〇円
印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三三二)五二〇一(代)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三三二)五二〇一(代)

